

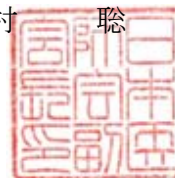
(地 81)(年税 5)(健 II 87)

令和 2 年 5 月 1 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

日本医師会副会長

今 村 聡



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける医療機関・医療法人に
対する支援メニューのご案内について（依頼）

今般、経済産業省関東経済産業局長より小職に対し、標記の支援につき周知方
依頼がありました。

新型コロナウイルス感染症のわが国への甚大なる影響に鑑み、政府は緊急経済
対策、給付金、雇用支援（雇用調整助成金）、無利子融資をはじめとする様々な支
援策を講じているところです。

このような状況の中、同局においては、新型コロナウイルス感染症で影響を受
ける医療機関や医療法人における雇用維持と事業継続のための資金繰りについて
の支援メニューを示しております。

内容は、別添 1 枚目に示された通り、令和 2 年度補正予算の成立を前提とした
「持続化給付金」のほか、「雇用調整助成金の特例措置」、「IT 導入補助金」があり
ます。そのほか、2 枚目の通り、令和 2 年度補正予算の成立を前提とした「無利子・
無担保融資」（「福祉医療機構による無利子・無担保の融資」、「日本政策金融公庫
による実質無利子・無担保の融資」、「同公庫等による一部実質無利子での借換」）
に加え、経営の安定に支障が生じている中小企業者への「セーフティネット保証 4
号・5 号」として、一般保証とは別枠の保証が受けられることとされています。ま
た、この保証の認定を受けた者は、令和 2 年度補正予算の成立を前提とした「信
用保証付き融資における保証料・利子減免」の対象となることも示されています。

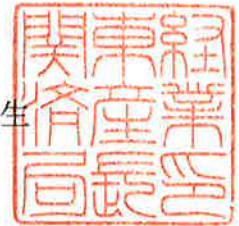
さらに、納税、厚生年金等の保険料、電気・ガスなどの支払いの猶予について
も示されています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますととも
に、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につき、ご高配を
賜りますようお願い申し上げます。

20200428 関東第 100 号
令和 2 年 4 月 30 日

公益社団法人日本医師会
副会長 今村 聡 殿

関東経済産業局長 角野 然生



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける医療機関・医療法人に
対する支援メニューのご案内について（依頼）

平素より経済産業行政にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
ます。

新型コロナウイルス感染症は国内外に甚大な影響を及ぼしており、日本経済
に対する大幅な下押し圧力によって、国難ともいえるべき厳しい状況に直面して
おります。

そのため、政府としては、先般、閣議決定された緊急経済対策において、事
業者の皆さまの事業継続を後押しすべく、給付金、雇用支援（雇用調整助成
金）、無利子融資をはじめとする様々な支援策を講じているところでありま
す。

このような中、コロナ関連支援策を一刻も早く、事業者の皆さまに「スピー
ディに」「分かりやすく」「きめ細かく」届けていくことが重要であると考え、
経済産業省関東経済産業局では、業種別に別添支援メニューのご案内（チラ
シ）を作成しました。

本チラシでは、雇用維持と事業継続に有用な支援メニューを掲載しておりま
す。貴会におかれましては、地域の生活者を支える全国の医療機関、医療法人
の皆さまにご案内いただきたく、ご協力賜りますよう、何卒宜しく願い申し
上げます。

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける

医療機関・医療法人の皆様へ

雇用維持と事業継続の為に資金繰り支援等のご案内

1. 月々の固定費の支払いが心配な方へ

◆ 持続化給付金

※令和2年度補正予算成立後

事業全般に広く使える現金が**最大200万円支給**されます

対象者は売上が前年同月比で50%以上減少している方

※ 給付上限は、法人200万円、個人事業主100万円、

※ 医療法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人についても幅広く対象となります。

【お問合せ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183 ※平日・土日祝日9時00分～17時00分

2. 雇用を維持したいが給与の支払いが心配な方へ

◆ 雇用調整助成金の特例措置

従業員に支払った休業手当等の**最大9/10を国が助成**します

※ 解雇等をしていないなど上乗せの要件を満たす事業主の助成率は中小企業9/10 大企業3/4

【お問合せ先】

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ またコールセンターでもお問い合わせに対応します。

0120-60-3999 (受付時間 9:00～21:00 (土日・祝日含む))

※雇用調整助成金については今後、**特例措置の更なる拡充が予定**されています。

3. ITツールを導入して業務を効率化したい方へ

◆ IT導入補助金

ITツールの導入について**最大2/3補助**されます

※ 対象者：中小企業、小規模事業者

(医療法人は常時使用する従業員の数が300人以下の場合に対象となります)

※ 補助額：30～450万円、補助率：1/2 (特定の導入要件を満たした場合の特別枠：2/3)

※ 特別枠に限り、パソコン・タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用も補助対象

※ 想定される活用例：効率化や負担軽減に役立つツールとして、電子カルテ、予約システム、地域医療・多職種連携ネットワーク、WEB会議など。

【お問合せ先】

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会 0570-666-424 ※9:30～17:30 (土日祝日除く)

● 各制度の詳細は下記リンク先のパンフレットをご確認ください。

(<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>)

● 経済産業省HP特設ページにパンフレットを掲載しております。

経済産業省新型コロナウイルス感染症関連 で検索、

または右のQRコードよりご確認ください。



(資金繰り支援は裏面へ)

4. 事業継続のための運転資金が心配な方へ

◆ 無利子・無担保融資

※令和2年度補正予算成立後

福祉医療機構で**無利子・無担保の融資**が受けられます

- ※ 当初5年間は1億円まで無利子（1億円超の部分は0.2%、6年目以降は0.2%）
- ※ 限度額は病院7.2億円、老健・介護医療院1億円、それ以外の施設で4,000万円（3億円までは無担保）
- ※ 償還期間は15年以内、うち据置期間（元金の返済猶予期間）5年以内
- ※ **既往貸付**についても、当面6ヶ月間の元利金、事業者の状況に応じて更に最長3年間の元利金の支払いについて、返済猶予の相談に対応します。

【お問合せ先】 独立行政法人 福祉医療機構

開設地が東日本：東京本部福祉医療貸付部医療審査課 03-3438-9940・03-3438-9934

開設地が西日本：大阪支店医療審査課 06-6252-0219

既往貸付に関すること：東京本部顧客業務部顧客業務課 03-3438-9939

日本政策金融公庫(国民事業)で**実質無利子・無担保の融資**が受けられます (※福祉医療機構の融資と併用はできません)

- ※ 実質無利子化の限度額は、日本公庫（国民事業） 3千万円

【お問合せ先】

日本公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄公庫 融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

日本政策金融公庫等の**過去の借入れを一部実質無利子で借換**できます

- ※ 実質無利子化の限度額は最大1億円。借換えの限度額（新規融資と借換の合計額）は3億円
- ※ 実質無利子化の限度額は、日本公庫 中小事業 1億円、国民事業3千万円

【お問合せ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183 ※平日・土日祝日9時00分～17時00分

◆ セーフティネット保証4号・5号

一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証を対象とする資金繰り支援が受けられます

- ※ セーフティネット保証4号 一般枠とは別枠（最大2.8億円）で借入債務の100%を保証
売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合 <全都道府県を対象に指定>
- ※ セーフティネット保証5号 一般枠とは別枠（最大2.8億円、4号と同枠）で借入債務の80%を保証
売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合 <補正予算成立後、無床診療所、有床診療所、一般病院を含め、全ての業種が対象>

【お問合せ先】 最寄りの信用保証協会

◆ 信用保証付き融資における保証料・利子減免

※令和2年度補正予算成立後

民間金融機関で最大3千万円の**実質無利子・無担保の融資**が受けられます

- ※ 対象者はセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた方

【お問合せ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783183 ※平日・土日祝日9時00分～17時00分

5. 税や社会保険料、電気・ガス料金の支払いが心配な方へ

◆ 基本的にすべての税の**納税を猶予**できます

◆ 厚生年金等の**保険料の納付を猶予**できます

◆ 電気・ガス料金の**支払いを猶予**できます

- ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、対応が困難な電気・ガス事業者もいるため、全ての相談に応じられるものではありません。